

## 第3章 庁舎建設基本方針

### 1. 基本理念

市民自治の象徴として、また市民の市政への参加交流を促す場としての機能を持ち、市民サービスの向上、職員の職務意欲の向上につながる施設をめざす。

### 2. 基本理念の考え方

従来、主として市庁舎に求められてきたものは、行政機関と議決機関（議会）が効率的に機能することのできる場の確保であった。

しかしながら、今日、人々の価値観が多様化し、より高度化していく社会の中で、市の庁舎は単に行政事務や議会活動を行うだけでなく、地方の時代に相応しい市民自治のシンボルとして、また、市民の市政への参加交流を促す情報提供の各種イベントの場、市民と行政のコミュニケーションを推進する場としての機能が強く求められている。

合わせて、現庁舎は、文化的、歴史的に幡多の中心といえる拠点にあり、交通の要所に位置し、行政関係機関との連携のもと、市民サービスの向上と地域の活性化に貢献していく責任を担っている。

以上のことから、新庁舎の建設に当たって、庁舎は市のシンボル、地域社会の共通財産との認識のもとに整備を行う。また、庁舎の中で働く職員においても、一層市民の信頼に応えることができるよう、職務への意欲の向上につながる施設を目指して整備を進める。

### 3. 基本方針設定に向けた視点

#### (1) 庁舎としての建築的基本性能を満たす施設であること

庁舎をはじめとする公共建築は、建築としての「基本性能」を満たし、かつ、特に災害時にも対処できるといった高度な性能が求められており、以下に示すような基本的要件を満たすよう留意する必要がある。

- ・安全性〔耐火・耐震・耐水等の構造的な基本性能を満たし、防災拠点としての機能を担うとともに、個人情報保護を始めとするセキュリティが徹底されること〕
- ・機能性〔施設利用上求められている性能を十分に備えていること〕
- ・快適性〔快適な内部環境を提供すること等〕
- ・耐久性〔公共財として長年にわたって使用できること等〕

- ・経済性〔説明責任を果たせる範囲で適切なコストでの運営が可能であること〕
- ・先進性〔バリアフリー、地球環境への配慮などユニバーサルデザインの理念を尊重し、建築に求められる新たな役割等について積極的に取り組む姿勢が求められること〕

#### (2) 多数の市民が訪れる施設であること

市役所では、高齢者、障害者、子供連れなど様々な市民が多数来庁することが想定される窓口業務、相談業務が集中しており、業務の円滑な遂行に留意し、混乱の起きることのないよう、来庁目的に応じて機能的に窓口部署等を配置することに配慮し、より質の高い市民サービスを提供するための業務を行うことが求められている。このことから、市民にとって便利な交通手段の動線確保、駐車場、駐輪場等の適正な確保などに十分配慮する必要がある。

#### (3) 市街地の中心部に位置し「市のシンボル空間」であること

市街地には、国の合同庁舎、県の総合庁舎、裁判所、警察署等、数多くの行政機関が集中しているエリアである。また、「土佐の小京都」としても知られているように、本市が持ち続けてきたイメージの中心となるエリアである。

したがって、市庁舎の整備に伴う市役所周辺のエリアのまちづくりは、「土佐の小京都」にふさわしい市街地活性化に寄与することが求められている。

#### (4) 市庁舎における業務・機能の将来像を見据えた施設であること

地方行政は市民に開かれた、また、説明責任のある運営を求められている。その一環として、情報社会に対応した行政のあり方や行政改革に伴う業務事態の見直しなど、今後様々な点で前向きな変化が起こっていくことが想定されており、こうした変化を先取りし、柔軟に対応できる庁舎として整備していくことが求められている。

#### (5) 文化・歴史・景観など地域性に配慮した市庁舎であること

本市は「土佐の小京都」といわれ、応仁の乱を避け当地にきた前関白一條教房公が京都に模した街づくりを行った歴史を持つ、全国的にも珍しい市街地形成がなされてきた街であり、碁盤の目の通りなどはわかりやすい街として重宝されている。こうした本市の文化・歴史的な背景のもと、景観など地域性に配慮した市庁舎が求められている。

#### 4. 基本方針

##### (1) 市民に開かれた庁舎

これからの庁舎は、単なる行政手続きの場だけでなく、市のシンボルに相応しく、まちづくりの中心施設として、庁舎内外に市民の行政参画を促進する情報の発信・提供の場、市民と行政のコミュニケーションの場を設ける。

すなわち、市民に開かれた市庁舎を目指し、明るく安らぎのある空間を創出する。

##### (2) 市民サービスの向上と円滑な事務の執行につながる施設

来庁者にとって、誰もが分かりやすく利用しやすく親しみやすい施設であるとともに、そこで働く職員にとっては、仕事への意欲と創造力が高められ、かつ能率的・効率的に事務が遂行できる快適な職場環境でなければならない。

また、将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更、職員の移動等にも柔軟に対応できるオフィスシステムとする必要がある。

##### (3) 議会活動を推進する場

執行機関に対するチェック機関である市議会が、円滑にその活動が実施できるよう、次の点などに配慮した施設整備を行う。

- ・ 議決機関としての独自性を確保できる施設
- ・ 審議・調査がスムーズに行える施設
- ・ 本会議や委員会等を誰もが容易に傍聴できる施設

##### (4) 地域の防災センターとしての機能を持った施設

市庁舎は、大規模災害の発生時には災害対策本部を設置し、救助や復旧等に向けた指示や指揮、情報の収集・伝達等防災活動の中核としての機能を担うことになる。

地域防災の拠点施設として、耐震性に優れ非常時にも行政機能が保持できる施設にするとともに、対策本部としての機能が十分に発揮できる施設整備を行う。

##### (5) 情報化に対応できる施設

行政内部におけるオンライン化、ネットワークを通じた地域住民への行政サービスの提供、各種情報発信機能の充実等、電子自治体の実現に対応可能な施設とする一方、個人情報保護等セキュリティの面でも配慮された施設とする。また、将来を見据え、複雑多様化する情報機能にも柔軟に対応できる構造とするなど、情報通信環境の整備に努める。

##### (6) 環境配慮型庁舎（グリーン庁舎）への対応

計画、建築から運用、廃棄まで、ライフサイクルを通して環境負荷を少なく、環境

保全対策の規範となる施設の整備をめざす。

ただし、自然エネルギーの活用や省エネルギー対策を図ったグリーン庁舎をめざすに当たっては、費用対効果や維持管理の容易さ等を考えた施設整備を行うことが必要である。

##### (7) 経済性・耐久性に配慮した施設づくりと維持管理の実践

庁舎を維持管理していくに当たって、ライフサイクルコストを含めた経済性に配慮し、各分野において決して過剰な投資とならないよう長期間にわたり庁舎としての基本性能を維持していくことを前提とした耐久性のある施設づくりを行う。

また、基本性能を満たしながら、経済性・耐久性のある施設を適切に維持管理していくための庁舎管理のあり方についても留意する。